

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、本県は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定等に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社ナカヤ	1か月
代表者氏名	代表取締役 守屋 祐弥	
本店所在地	磐田市国府台7-21 トワール国府台101	

### 3 入札参加停止の理由

中部地方整備局発注の「令和3年度 天竜川飯田地区樹木伐開工事」において、令和4年10月12日、不整地運搬車が河川内で横転した状態で見つかり、作業員が運転席で発見されたが、その後死亡が確認された事故に関し、浜松簡易裁判所は、令和5年4月11日、労働安全衛生法違反で株式会社ナカヤ及び同社現場責任者に罰金20万円の略式命令を行った。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和5年5月9日から令和5年6月8日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内